

「北の木の家」建築推進業者認証制度実施要領の運用について

平成25年3月25日

林業木材第1458号

一部改正：平成29年12月28日林業木材第1151号

令和3年4月8日林業木材第66号

「北の木の家」建築推進業者（以下「推進業者」という。）の認証については、「北の木の家」建築推進業者認証制度実施要領（平成20年2月26日付け林業木材第2455号。以下「要領」という。）に定めるもののほか、これにより取り扱うものとする。

第1 要領第2条（認証基準）関係

- (1) 第1項及び第1項第2号について、道内に本店が所在しないため、きた住まいるメンバーの登録が行えない事業者等にあっても、道内に支店若しくは営業所を有し、地域材を積極的に利用する方針を明確にしている場合は、要領第3条の認証について申請することができる。
- (2) (1)による認証の申請にあたっては、事業者等における地域材の利用方針や道内での利用実績等について、道がその内容を確認し、当該推進業者の認証が地域材の利用拡大に資するものと認めた場合に限ることとする。

第2 要領第3条（認証の申請）関係

- (1) 第3号において、道内に本店が所在しない事業者等の場合は、申請者における地域材の利用方針や道内での利用実績等を添付（任意様式）するものとする。
なお、道内での利用実績は、申請年の前年から過去2年間とする。
- (2) 第5号の木造住宅の実績は、木造建築の実績一覧（別紙1号様式）に記載して提出するものとする。
- (3) 第7号における一級建築士、二級建築士、又は木造建築士の免許証の写しについては、第1号により建築士事務所登録申請書の副本の写しが提出される場合、重複して提出する必要はない。
- (4) 第10号におけるその他参考情報とは、道ホームページで公表する内容（業者名、連絡先、業務内容、業務エリア等）を記載した会社概要（別紙第2号様式。（以下「会社概要票」という。））、地域材の利用等に関する取り組みを示した書類、企業パンフレット、インターネットでのPR状況の写し等をいう。
- (5) 推進業者の認証の申請日がきた住まいるメンバー登録制度実施要領第5の規定によるきた住まいるメンバーの登録日から3ヶ月以内である場合は、第1号、第4号、第6号及び第7号による書類の提出を省略することができる。
なお、書類の提出を省略する場合は、知事はきた住まいるメンバーの登録申請時に提出された当該添付資料により確認する。

第3 要領第5条（認証書の交付、推進業者の公表等）関係

- (1) 「北の木の家」建築推進業者（以下「推進業者」という。）に交付する認証書（別紙第3様式）は、建築業者認証審査結果通知書（別紙第4号様式。以下「結果通知書」という。）に添付して送付するとともに、北海道木材産業協同組合連合会（以下「道木連」という。）に認証した推進業者の会社概要票を情報として提供する。
- (2) 第1項において道のホームページで公表する推進業者名等の情報とは、会社概要票及び推進業者の詳細情報とする。

なお、推進業者の詳細情報については推進業者認証後『「北の木の家」建築推進業者（個別情報）』（別添第5号様式。以下「個別情報表」という。）により公表するものとし、個別情報表の提出は、推進業者認証後でも受け付けるものとする。

(3) 推進業者は前項で公表している内容について随時更新できるものとし、更新する場合は、更新内容を記載した会社概要票、個別情報票を知事に提出する。

第4 要領第6条（認証の有効期間、更新）関係

(1) 知事は、推進業者認証終了する者が、終了する年の3月31日までに更新の申請が無いときは、該当推進業者に対して更新について文書(別紙第6号)で通知するものとする。

(2) 知事は、第3号により認証の更新を行う場合、要領第4条の規定に準じて結果通知書により申請者に通知するものとする。

第5 要領第8条（申請内容の変更）関係

変更届出書に添付する書類は、変更内容に応じて要領第3条第1号、第3号、第7号、第9号及び第10号の規定を準用する。

第6 要領第9条（推進業者の継承）関係

承継に伴う変更届出書に添付する書類は要領第3条第1から4号、第7～10号の規定を準用する。

第7 要領第11条（認証の取り消し）関係

(1) 取り消しの通知を受けた推進業者は、取り消しに異議がある場合は、通知の日から10日間以内に説明を求めることができるものとする。

(2) 知事は、前条の文書を受けた日から5日以内に異議についての回答を文書により行うものとする。

第8 要領第13条（推進業者への情報提供等）について

(1) 道は、道産木材に関する各種調査及び道木連と連携して「北の木の家」及び「地域材」の普及、啓発に関する情報収集に努め、情報等については、速やかに推進業者に情報提供する。

(2) 道は地域材の利用及び北の木の家に関するパンフレット及び道の関与（主催・共催・後援等）するセミナーの開催等の情報についても推進業者に情報提供する。

第9 その他

(1) 要領に定める様式のほか、別表1のとおり定める。

別表1

関係 要領・運用 運用の条項	名 称	別 紙 番 号	備 考
要領第3条第1項(5) 運用第1の(2)	木造建築の実績一覧	別紙第1号	
要領第3号第1項(10)	会 社 概 要	別紙第2号	
要領第5条第1項 運用第2の(1)	認 証 書	別紙第3号	
	建築業者認証審査結果通知書	別紙第4号その1	認証した場合
		その2	適合しなかった場合
要領第6条第4項 運用第3の(2)	建築業者認証審査結果通知書 (更新)	別紙第4号その3	更新した場合
		その4	適合しなかった場合
要領第5条第1項 運用第2の(2)	「北の木の家」建築推進業者 (個別情報)	別紙第5号	
要領第6条第2項 運用第3の(1)	「北の木の家」建築推進業者 更新申請書の提出について	別紙第6号	
要領第9条第2項 第3項 運用第4・第5	変 更 届 出 書	別紙第7号	
	「北の木の家」建築推進業者 変更について	別紙第8号	
要領第11条第2項 運用第6の(1)	「北の木の家」建築推進業者 の認証の取り消しについて	別紙第9号	

(別紙第1号)

木造建築の実績一覧

1 申請者名

2 木造建築の実績

年	設計・施工別	建築物の工法等	建築戸数					備考
			北家	きた	北家 きた	他	合計	

- ※ 「北の木の家」建築推進業者認証要領第3条第5号関連事項
- ※ 木造住宅建築の設計又は施工の実績を5年間記載する、施工実績が5年未満の場合は2年以上記載すること。
- ※ 記載内容について
 - 設計・施工別：設計、施工、設計並びに施工、区分を記載
 - 建築物の工法等：木造在来工法、ツーバイフォー工法等を記載する。
 - 戸数：北家とは「北の木の家認定住宅」、きたとは「きた住まいるの要件に適合する住宅」、北家きたとは「北の木の家認定住宅」かつ「きた住まいるの要件に適合する住宅」、他とは「北の木の家認定住宅」及び「きた住まいるの要件に適合する住宅」のいずれにも該当しない住宅をいい、区部毎の戸数を記載する。
なお、「きた」の戸数には北方型住宅及び北方型住宅 eco の戸数を含めることとする。
 - 備考欄：北の木の家の認定番号、北の木の家以外については、地域材の利用実績等について記載する

(別紙第2号)

会社概要

業 者 名				
ふ り が な				
郵 便 番 号				
住 所				
T E L				
F A X				
メールアドレス				
HPアドレス				
業務 内容	設 計	該当するものに○を付す		
	施 工			
業務 エリア	全 道		全道一円	○該当する事業エリアに○を付す ○ 該事業エリアの振興局は左記のとおり
	道 央		石狩、後志、空知、胆振、日高	
	道 南		渡島、檜山	
	道 北		上川、留萌、宗谷	
	道 東		ホーツク、十勝、釧路、根室	

(別紙第3様式)



「北の木の家」建築推進業者

認 証 書

申請者

住所（所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

「北の木の家」建築推進業者認証制度実施要領第5条第1項の規定に基づき、次のとおり認証します。

記

1 認 証 番 号 第 号

2 認証の有効期限 平成 年 月 日まで

令和 年 月 日

北海道知事 鈴木 直道

別紙第4号その1（認証の場合）

林業木材第 号
年 月 日

（申請者） 様

北 海 道 知 事

「北の木の家」建築推進業者認証審査結果通知書

令和 年 月 日付で申請のあったこのことについて、審査の結果、「北の木の家」建築推進業者認証制度実施要領第2条各号の規定に適合していることを認め、別添認証書のとおり「北の木の家」建築推進業者として認証したので通知します。

水産林務部林務局林業木材課利用推進係
担当 : ○○ ○○○○
電話 011-204-5492
FAX 011-232-1294
Eメール ・ ・ ・ ・ ・ @pref.hokkaido.lg.jp

別紙第4号その2（適合しなかった場合）

林業木材第 号
年 月 日

（申請者） 様

北 海 道 知 事

「北の木の家」建築推進業者認証審査結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、審査の結果、次のとおり「北の木の家」建築推進業者の認証基準に適合していなかったのでお知らせします。

記

1 該当条項及び内容

該当条項

内容

水産林務部林務局林業木材課利用推進係
担当 : ○○ ○○○○
電話 011-204-5492
FAX 011-232-1294
Eメール@pref.hokkaido.lg.jp

別紙第4号その3（認証の場合）

林業木材第 号
年 月 日

（申請者） 様

北 海 道 知 事

「北の木の家」建築推進業者認証審査結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、審査の結果、別添の認証書のとおり「北の木の家」建築推進業者の認証の有効期限を更新したので通知します。

水産林務部林務局林業木材課利用推進係

担当 : ○○ ○○○○

電話 011-204-5492

FAX 011-232-1294

Eメール@pref.hokkaido.lg.jp

別紙第4号その4（適合しなかった場合）

林業木材第 号
年 月 日

（申請者） 様

北 海 道 知 事

「北の木の家」建築推進業者認証審査結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、審査の結果、次のとおり「北の木の家」建築推進業者の認証の更新基準に適合していなかったのでお知らせします。

記

1 該当条項及び内容

該当条項

内容

水産林務部林務局林業木材課利用推進係
担当 : ○○ ○○○○
電話 011-204-5492
FAX 011-232-1294
Eメール@pref.hokkaido.lg.jp

道産木材を使った家づくり「北の木の家」のサポーター
「北の木の家」建築推進業者（個別情報）

（作成日：令和 年 月 日）

認証番号：〇〇－〇〇 （☆：必須事項、※：任意事項）

会社等の概要	☆ [名称] ☆ [所在地] ☆ [連絡先] ※ [ホームページ]	
会社等の目指す住宅の設計・建築		
地域材の使用実績	☆ [地域材の使用状況]	
	☆「北の木の家」の建築実績 (有り ・ 無し)	(実績紹介等)
	☆「きた住まいるの要件に適合する住宅」の建築実績 (有り ・ 無し)	(実績紹介等)

※きた住まいるの要件に適合する住宅の建築実績及び実績紹介等には北方型住宅及び北方型住宅 eco を含めることができる。

林業木材第 号
年 月 日

(申請者) 様

北海道知事

「北の木の家」建築推進業者更新申請書の提出について

貴社の認証の有効期限は令和 年 月 日までとなっております。

推進業者としての認証の更新の認証を受けようとする場合は、令和 年4月30日
にまで「北の木の家」建築推進業者認証更新申請書（別紙第4号様式その1・その2）
を提出して下さい。

令和 年 月 日までに「北の木の家」建築推進業者更新申請書の提出がない場
合「北の木の家」建築推進業者認証制度実施要領（令和 年 月 日林業木材
第 号）第6条第5項の規定により推進業者認証の終了を通知します。

水産林務部林務局林業木材課利用推進係
担当 : ○○ ○○○○
電話 011-204-5492
FAX 011-232-1294
Eメール@pref.hokkaido.lg.jp

変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

申請者
住 所
名 称
代表者氏名

次のとおり「北の木の家」建築推進業者認証要領第8条（及び「北の木の家」建築推進業者認証要領第9条第2項）の規定に基づき、申請内容を変更するので次のとおり届け出ます。

記

1 変更の内容

変更項目	変更内容

(別紙第8号)

廃止届出書

年 月 日

北海道知事 様

申請者
住 所
名 称
代表者氏名

次のとおり「北の木の家」建築推進業者認証要領第10条の規定に基づき、推進業者としての業務を廃止したので、次のとおり届け出ます。

記

認証番号	
認証年月日	
理 由	
備 考	

(別紙第9号)

林業木材第 号
年 月 日

(申請者) 様

北海道知事

「北の木の家」建築推進業者の認証の取り消しについて

「北の木の家」建築推進業者認証制度実施要領第11条第1項の規定に基づき認証を取り消します。

取り消しに関して意見のある場合は、令和 年 月 日までにその旨を記載した文書を提出して下さい。

期日までに意見の提出が無い場合は、認証の取り消しを了承したものとします。

記

1 取り消しの該当条項及び内容

2 意見の提出期限

令和 年 月 日

水産林務部林務局林業木材課利用推進係

担当 : ○○ ○○○○

電話 011-204-5492

FAX 011-232-1294

Eメール ・ ・ ・ ・ ・@pref.hokkaido.lg.jp